

「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」の概要

資料 10 - 1

基本認識

1. 国際競争力の向上には、「発明の早期権利化」が極めて重要
→ 研究開発の効率化や重複研究の排除による技術開発の促進
独創的発明の早期事業化の容易化
2. 「知的財産推進計画」に定められた中・長期目標を達成し、
世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現が不可欠
平成20年：30ヶ月未満、平成25年：11ヶ月

しかし

審査請求期間の短縮の影響により、**予想以上に審査請求件数が増加**し、本年度末にも審査待ち件数が**約80万件**に達する勢い

このため

中長期目標の達成を確実にすべく、**特許審査迅速化・推進本部**(本部長：二階経済産業大臣)を設置して「**行動計画**」を策定し、官民挙げて早急にこれまで以上の対策を講じる

達成すべき目標

「知的財産推進計画」の特許審査迅速化の中・長期目標の達成

< 特許審査迅速化の目標 >

一次審査件数：

18年度 約29万件(17年度見込み：約24万件)

審査順番待ち期間：

18年度 約28ヶ月(17年度見込み：約27ヶ月)

< 特許審査効率化の目標 >

審査官一人当たりの年間処理件数(請求項数ベース)：

22年度 約1400項(17年度見込み：約1100項)

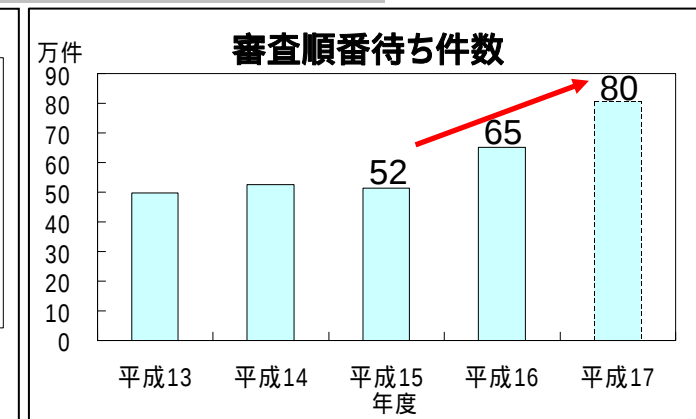
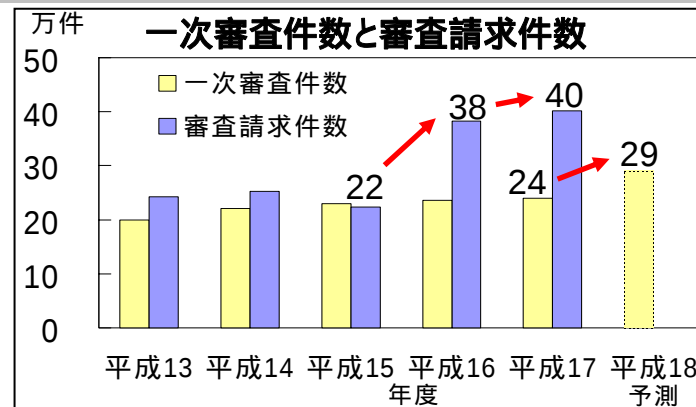
先行技術調査の民間外注件数：

22年度 約24万件(17年度見込み：約19万件)

審査に係る直接コスト(1請求項あたり)：

22年度 約2.2万円(17年度見込み：約2.8万円)

限られた人員・予算を最大限に活用するため業務効率の向上



主な取組

1. 審査当局による取組

- (1) 審査能力の強化(審査時間の拡大、任期付審査官の確保)
- (2) 先行技術調査の民間外注の規模拡大、効率化
- (3) 外国特許庁との協力(特許審査ハイウェイ)

2. 産業界等による取組

- (1) 出願人の出願・審査請求の厳選と行動計画の策定
世界的視野での出願戦略〔グローバル出願**3割**〕
出願内容の事前チェックの徹底〔黒星**2割**カット〕
一元的な社内責任者(Chief Patent Officer, CPO)の設置
出願・審査請求後の見直し、取下げ
- (2) 代理人(弁理士)の協力

3. 産業界・弁理士(会)の取組への支援

- (1) 民間の先行技術調査能力向上(研修、電子検索機能向上)
- (2) 審査請求料返還制度利用の拡充
- (3) 主要企業・代理人の特許取得状況等の情報提供

4. 中小企業に対する配慮

- (1) 中小企業向け特例措置の一層の活用
早期審査制度の周知の徹底(100万部のパンフレットを配布)
先行技術調査に対する全額補助制度の利用を抜本的に拡大
- (2) 具体的支援策
「知財駆け込み寺」の設置
中小企業向け相談会の倍増(4000回以上)

なお、上記取組に関し、特許審査迅速化推進協議会を設置し、フォローアップを実施、公表する

特許審査迅速化・効率化のための行動計画

平成 18 年 1 月 17 日

特許審査迅速化・効率化推進本部

I . 基本認識

- 1 . 経済のグローバル化が進展し産業の国際競争が激しさを増す中、我が国において産業活動の源泉とも言うべき知的財産とりわけ発明を早期に権利化するために必要な環境を整備することは、研究開発の効率化や重複研究の排除等を通じて技術開発を促進するとともに、権利化された独創的発明の早期事業化を容易なものとすることを通じて、我が国企業の国際競争力の向上に資するものである。

このため、政府においては、知的財産戦略本部（本部長内閣総理大臣）において「知的財産推進計画」を定め、知的財産基本法第 14 条（権利の付与の迅速化等）を踏まえた審査順番待ち期間の短縮のための中・長期目標を設定するなど、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現を目指した積極的な取組を行っているところである。

- 2 . しかしながら、法制度の改正による審査請求可能期間の短縮（7 年を 3 年に変更）の影響もあり、昨年度以来、特許審査請求件数が急激かつ大幅に増加しており、本年度末での審査待ち件数は約 80 万件にも達する勢い

となっている。このような予想を上回る審査請求件数の増加に対処し、知的財産推進計画に定められた中・長期目標の達成を確実にするためには、特許審査迅速化に向けてこれまで以上の対策に官民挙げて早急に取り組む必要がある。

3 . このため、経済産業省は昨年末、経済産業大臣を本部長とする特許審査迅速化・効率化推進本部を設置したところであり、同本部において、政府における審査処理件数の拡大及び企業における出願・審査請求構造の改革に向けての官民挙げた取組やそれらの実施に当たっての中小企業等への配慮について具体的に取りまとめた行動計画を策定し、関係局・庁が一体となって、直ちに所要の対策に取り組むこととした。

4 . 本行動計画に則って特許審査処理件数の拡大を目指すに当たっては当然のことながら、これまでその維持に努めてきた審査の質を落とすことになってはならない。限られた人員・予算を最大限に活用するべく業務の効率を向上させ、また民間活力を活用しつつ課題の解決に当たることが重要である。昨年１２月に閣議決定された「行政改革の重要方針」においても、特許特別会計に関しては「中期的な定量的目標を定めつつ、業務効率化の向上及び民間委託の拡大を図る」とされたところであり、本行動計画において特許審査効率化の中期目標を併せて設定することとした。

- 5 . 当本部としては、本行動計画の実施状況等を公表しつつ、関係者の理解と協力を深めるため、最大限の努力を行うこととする。

(参考)

「知的財産推進計画2005」における特許審査迅速化目標(審査順番待ち期間)
・中期目標(2008年) 20ヶ月台(30ヶ月未満)
・長期目標(2013年) 11ヶ月
・最終的にゼロを目指す
(注)2004年の審査順番待ち期間は26ヶ月程度。

・達成すべき目標

1 . 特許審査迅速化の目標

昨今の審査請求件数の急増により審査順番待ち件数が増大すると見込まれ、一方条約上の義務として短期間内に処理しなければならない国際出願も増加すると見込まれることから、当面は審査順番待ち期間は一時的に長期化せざるを得ないと予想される(17年は27ヶ月程度の見込み)。

「知的財産推進計画」においては、そのような状況にあっても審査順番待ち期間がピークを迎える2008年(平成20年)には29ヶ月台に留めるとし、その後の2013年(平成25年)に世界最高水準の11ヶ月を達成する(最終的にはゼロとする)ことを目標としている。予想を上回る審査請求件数の増大の中でこれらの中・長期目標を達成するためには審査処理件数の拡大と審査請求の厳選を早期に行うことが不可欠である。

このため、通常採用の審査官はもとより、１６年度から採用を開始し、その第一陣は１７年度末には研修期間を終える任期付審査官の能力を最大限に活用すること、登録調査機関の能力の増加を通じて先行技術調査外注件数を増大させること、出願人に取下げを含めた出願・審査請求の見直しを求めること等により、審査順番待ち期間の長期化を最小限に留めることとする。これにより、１８年度における一次審査件数を１７年度（約２４万件の見込み）の約２割増となる約２９万件に引き上げ、１８年度の審査順番待ち期間を約２８ヶ月に留めることを目標とする。

２．特許審査効率化の目標

特許審査迅速化に限られた人員・予算を最大限に活用して達成するためには、業務の効率化と民間活力の活用を一層推進する必要がある。このため、先に述べた「行政改革の重要方針」を踏まえ、新規参入を含めた登録調査機関の調査能力の順調な増大を前提として以下の中期目標を設定し、早急に取り組みに着手することとする。

- （１） 審査官一人当たりの年間処理件数（請求項数ベース）について、１７年度約１１００項（見込み）から２２年度には約１４００項と、今後５年間で約３０％の増加を図る。
- （２） 先行技術調査の民間外注件数について、１７年度約１９万件（見込み）から２２年度には約２４万件と、今後５年間で約２５％の増加を図る。

- (3) 審査に係る直接コスト (1 請求項あたり。間接経費を除く) について、17 年度約 2 . 8 万円 (見込み) から 22 年度には約 2 . 2 万円と、今後 5 年間で約 20 % の削減を図る。

．具体的措置

「推進計画 2005」で実施することとされた事項に加え、下記の具体的措置を講ずることとする。

1．審査当局による取組

(1) 審査能力の強化

個々の審査官の審査効率向上

- ・審査官及び関連職員は、審査業務の一層の効率化に努める。
- ・審査関連業務の合理化を行いつつ、審査時間の拡大を図る。
- ・審査官の勤務時間を多様化することを検討する。

任期付審査官等の確実な確保

- ・20 年度までに計 500 人の任期付審査官など、引き続き必要な審査官を十分に確保することを目指す。

審査官 (補) 研修の合理化・弾力化

- ・研修カリキュラム等の合理化・弾力化を通じて審査官 (補) の育成を効率化、加速化する。(18 年 4 月)

(2) 先行技術調査の民間外注の規模拡大、効率化

登録調査機関の新規参入促進

- ・ 18 年中にも少なくとも 1 機関の参入を目指す。

既存登録調査機関における調査業務実施者（サーチャー）の増大

- ・ 企業の協力を得て研究者 O B 等から所要の人員を確保する。

審査効率の向上に有効な「対話型」活用の拡大

- ・ 審査官 = サーチャー間の対話を通じて指示・回答の精度の向上を図る。

(3) 審査関連業務の改善

審査結果・サーチ結果の外国特許庁との相互利用の拡充

- ・ 第一庁の審査結果・サーチ結果を積極的に利用するよう「特許審査ハイウェイ」構想を推進し、米国と協力して試行を開始する。(18 年度上半期)
- ・ 「ドシエ・アクセス・システム」をグレードアップし、外国特許庁（米・欧）の審査結果・サーチ結果をより容易に取得することを可能とする。(18 年 3 月)

システムの利便性向上

- ・ 審査案件に関連する他の出願の審査情報を一括表示するシステムを導入する。(18 年 3 月)
- ・ 国際出願及びこれに対応する国内出願の同時着手を支援するシステムを導入する。(18 年 3 月)

優先処理案件に関する事務の一層の迅速化

- ・早期審査請求案件等の優先的に処理すべき案件にかかる方式審査の迅速化を徹底するとともに、電子化の期間を更に短縮する。

2．産業界等による取組

産業界等に対して、特許審査迅速化を実現するため、以下の取組を行うよう要請する。

（１）出願・審査請求構造の改革

世界的視野での出願戦略

- ・ 出願内容が世界的に公開されることを踏まえて、国内にのみ出願される出願を厳選するとともに、海外にも出願する出願の割合を増やし、その率（現在平均１８％）を３割以上を目処に拡大する。〔グローバル出願３割〕
- ・ 国際出願に関連する国内出願は、国際出願との同時審査が可能となるように早期に審査請求を行う。

出願内容の事前チェックの徹底

- ・ 特許となる審査請求の比率（特許率：現在４９％）を欧米並み（５５％～６０％）に引き上げるため、特許とならない審査請求の比率（黒星）を２割削減する。〔黒星２割カット〕
- ・ 自社内外の能力を活用し、十分な先行技術調査を行う。
- ・ 特許の可否の見込みについて弁理士の助言を聴取する。

実効ある社内責任体制の整備

- ・知的財産戦略を事業戦略及び研究開発戦略とともに三位一体で推進するための社内体制を整備する。
- ・知的財産活動の意思決定に経営者が関与するため、知的財産戦略に一元的に責任を有する者（Chief Patent Officer, CPO）を設置する。〔一元的な責任体制〕

出願・審査請求後の見直し

- ・出願済み案件について、事業化の見込みやコストの削減の観点を踏まえて審査請求の必要性を慎重に吟味する。
- ・審査請求済み案件を洗い直し、審査請求料金一部返還制度を活用して不要な出願を取り下げる。

特許管理行動計画の策定

- ・出願・審査請求構造の改革のための具体的取組について、目標設定、行動計画の策定を行う。
- ・これらを知的財産報告書、知的資産経営報告書等を活用して、年内を目途に公表する。

適切な代理人の選定

- ・弁理士の選定に当たって代理業務実績を確認する。

（２）代理人（弁理士）の協力

出願人への助言

- ・ 出願人の出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行う。
- ・ 出願後においても権利化の必要性を踏まえた見直しについて適切な助言を行う。

先行技術文献開示の徹底

- ・ 出願書類における先行技術情報の開示（特許法 36 条による義務）を徹底する。

的確な出願書類の作成

- ・ 審査効率に資する的確な出願書類の作成を行う。

弁理士の選定に必要な有益情報の提供

- ・ 「知的財産推進計画」に基づいて専門分野等の公表を行う。

3．産業界・弁理士（会）の取組への支援

（１）積極的な情報提供、要請

あらゆるレベルでの要請

- ・ 産業界等による取組についてあらゆるレベルでの働きかけを行う。

多様な機会の活用

- ・ 産業界に対して適切な説明会の設定を要請するとともに、工業会の定例会合、地域知的財産戦略本部等を効果的に活用し、適切な情報提供を行う。

(2) 企業の先行技術調査能力・審査結果予測能力の向上に対する支援

(独) 工業所有権情報・研修館における研修

- ・審査官のノウハウを含め、先行技術調査の実施に必要な能力の取得を目指した研修を行う。(1 8 年 6 月)

特許電子図書館 (I P D L) の利便性の向上

- ・審査経過情報へのアクセスをより容易にする。(1 9 年 3 月)
- ・テキスト検索の際の入力機能の向上等、検索機能を強化する。(1 9 年 3 月)
- ・出願内容を一括して印刷する機能を強化する。(1 8 年 3 月)

技術分野別判決集の公表 (判決情報の活用)

- ・審査結果の予測性の向上に資するため、ビジネス分野(1 7 年 9 月) に続き、バイオ分野 (1 7 年度内) 等において公表を行う。

「特許検索ガイドブック」の拡充

- ・出願人からの要請を踏まえ審査官のサーチノウハウを判り易く解説するため、1 6 年度内の 1 2 分野に続き、1 7 年度内にも 1 3 分野の「特許検索ガイドブック」を公表する。

(3) 審査請求済み案件の取り下げ促進策

審査請求料返還制度利用の拡充

- ・審査請求済案件の取下げ時における審査請求料返還制度について、全額の返還を含めて、拡充することを検討する。

取下げ有効期間の明示

- ・審査着手時期見通し情報の更新を、現在の年2回から4回に増やす。

(18年5月)

(4) 主要企業・代理人の出願・審査請求関連情報の提供

企業別・産業別情報(18年3月予定)

- ・大手出願企業、産業別の特許率・黒星率(2.(1) 参照) 出願・審査請求取下げ動向等を公表する。

代理人関連情報(18年3月予定)

- ・弁理士の出願関連活動状況について情報提供を行う。

(5) 出願人・代理人の貢献に対する表彰制度

- ・発明の日(毎年4月18日)における知的財産功労者表彰を活用して、特許審査迅速化に貢献した企業、弁理士等を顕彰する。

4. 中小企業に対する配慮

(1) 出願・審査請求の際の十分な検討についての周知

日本弁理士会に協力を要請する。

日本商工会議所等の中小企業団体に協力を要請する。

全国9ブロックに設置された地域知的財産戦略本部に協力を要請する。

(2) 中小企業向け特例措置の一層の活用

中小企業の出願を優先する早期審査制度について、100万部のパンフレット等を活用し、広く関係者における周知を徹底する。

中小企業を対象とした特許先行技術調査支援事業について、同様に広く関係者における周知を徹底する。

資力に乏しい中小企業に対する審査請求料の軽減措置を拡充することを検討する。

(3) 中小企業の出願等に対する具体的支援

商工会・商工会議所に「知財駆込み寺」を設置する。(18年度)

(社) 発明協会による中小企業向け相談会を倍増する(4千回以上)。

(18年度)

(独) 工業所有権情報・研修館における相談・閲覧、インターネット出願支援、研修等の事業を充実する。(18年度)

・フォローアップ

1 . 特許審査迅速化推進協議会の設置

本行動計画の確実な実施及び関係者における特許審査迅速化の必要性に関する理解の促進を図るため、主要関係業界団体(出願人)、弁理士会、中小企業関係団体及び経済産業省からなる特許審査迅速化推進協議会(仮称) を設ける。

２．フォローアップの実施、公表

特許審査迅速化・効率化の進捗状況及び本行動計画の実施状況について、定期的にフォローアップを実施し、公表するとともに、特許審査迅速化推進協議会に報告する。

(参考) 特許審査迅速化・効率化推進本部の構成

本部長 経済産業大臣
副本部長 経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、経済産業事務次官、
特許庁長官
本部長 大臣官房長、総括審議官、経済産業政策局長、
地域経済産業審議官、通商政策局長、産業技術環境局長、
製造産業局長、商務情報政策局長、
資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官

(参考) 特許審査迅速化・効率化推進本部幹事会の構成

幹事長 特許庁長官
副幹事長 特許庁特許技監、総務部長
構成員 大臣官房総務課長
経済産業政策局経済産業政策課長、地域経済産業政策課長
通商政策局通商政策課長
産業技術環境局産業技術政策課長
大臣官房参事官（製造産業局総合調整担当）
商務情報政策局情報政策課長
資源エネルギー庁長官官房総合政策課長
中小企業庁長官官房参事官
特許庁審査業務部長、特許審査第一部長、
特許審査第二部長、特許審査第三部長、
特許審査第四部長、審判部長、総務部総務課長、
特許審査第一部調整課長